

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 ひょうご障害福祉事業協会

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を定めます。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和11年3月31日

2. 内容

目標1 育児休業・介護休業制度の周知と取得しやすい職場環境作り。

<対策>

- ・育児休業・介護休業制度についての資料等を備え置き、職員に正確な情報を提供・周知できるように準備する。
- ・育児休業・介護休業が取得しやすい風土を醸成するために、関係職員への声かけや制度の理解の促進を行う。

目標2 出産や子育てによる退職者について再雇用を推進する。

<対策>

- ・退職したOGおよびOBに対して、法人の定年延長および給与制度の見直し等の処遇改善を訴求し、職場復帰、再雇用の呼びかけを行う。
- ・各施設において職場内掲示等により職員への広報を実施し、結婚、妊娠、出産、育児を理由に退職した職員への働き掛けを行う。

目標3 年次有給休暇の取得を推進する(平均年間10日/人を目標)

<対策>

- ・年次有給休暇の取得状況を把握する。
- ・各施設での取得差などを検証し、取得促進方法を検討する。
- ・施設長会議において、各施設の計画的な取得にむけた取組状況を確認する。